

令和7年第3回定例会

市長報告

優先整備路線の検証及び総合的判断について

本日は、貴重なお時間の中、市長報告として発言の機会を頂き、ありがとうございます。

去る令和7年2月12日に、東京都施行の小金井都市計画道路3・4・1号線及び3・4・11号線外（以下「2路線」という。）に係る「優先整備路線の検証について 報告書」及び「優先整備路線の検証について 資料編」を行政報告資料として建設環境委員会に提出し、同年2月17日には、優先整備路線の検証及び総合的判断について市長報告を行いました。

しかし、環境に関する専門家からの御意見を引用するための適切な手続を欠いていたため、同年3月4日に市長報告を撤回したところです。改めて専門家の方、市議会及び市民の皆様にご迷惑をおかけしましたことを、心よりお詫び申し上げます。この度、市議会、市民説明会及び意見交換会での御意見も踏まえ、2路線に対する考え方について改めて整理しましたので、御報告いたします。

## 1 小金井都市計画道路3・4・11号線の総合的判断について

### (1) 結論

- ・小金井都市計画道路3・4・11号線の道路整備の必要性は否めない。
- ・国分寺崖線（はげ）、野川及び武蔵野公園の自然環境をできる限り守る。

### (2) 判断の理由

昨年度実施した検証結果から、自然環境への各種の影響が示されているものの、首都直下型地震については、マグニチュード7程度の地震が30年以内に発生する確率が70%程度と予想されており、極めて高い災害リスクがあること等を考慮すると、緊急時及び災害等発生時の輸送路等選択肢の確保並びに延焼遮断帯の形成等防災インフラとしての役割は、行政が市民の生命及び財産を守る上で不可欠です。

また、都市間ネットワークの形成、交通結節点へのアクセス向上及び生活道路の安全性向上という都市課題の解決の効果も見込まれます。行政は災害対策のあらゆる施策を通じて市民の生命、身体及び財産を保護し、その安全を確保する責務があります。市長の立場としては、検証結果と特にこれらの公益性を考慮すると、当該道路整備の必要性は否定できるものではありません。

しかし一方で、当該路線は東京都内で唯一の自然再生事業が行われている場所にもかかり、小金井市のみならず東京都にとっても重要な宝である、国分寺崖線（はげ）、野川及び武蔵野公園における三位一体の豊かな自然環境は、長い年月をかけて市民の皆様のご思いと努力によって生まれ守られてきたことを重く受け止めねばならず、現在も多くの方々の皆様にとって貴重な憩いと癒しの環境であり、今後もできる限り守り続けなければならないと考えます。

なお、撤回した前回の市長報告を構成するに当たっては、環境に関する専門的知見が必要だと考え、環境への配慮の重要性を明確にするため専門家の知見を引用しましたが、適切な手続を欠いていたため、専門家の方、市議会及び市民の皆様にご迷惑をおかけしていただいております。

しかし、その撤回した総合的判断としては、環境の面から当該道路整備に対する厳しい御意見を頂いてもなお、結果的に私は当該路線について「整備の必要性は否めない」という判断をしました。

一定の環境への影響があったとしても、その影響を軽減してできる限りこの貴重な自然環境を守る「都市機能の向上」と「自然環境の保全」の両立を目指すべきだと考えています。

ゆえに、現時点で市として自然環境に関して新たな知見を求めるのではなく、現在東京都が橋梁案に関する概略設計を委託していますが、施工方法を含め具体的な自然環境への影響とその対策について今後明らかになる中で、それに対して自然環境ができる限り守られるように、引き続き市としてどの様に関わっていいのか検討してまいります。

### (3) 市民の声と当該路線に関する東京都への対応について

市が行った検証結果を踏まえ、当該路線の道路整備の必要性は否めないとの判断に至っていることから、合理的な根拠を示して東京都に対して中止・見直しを要望することは困難です。

しかし、市民説明会及び意見交換会においては、現時点においても多くの市民の皆様が自然環境への影響を中心とした不安及び懸念を抱えており、建設の是非も含め市民の皆様が理解が進んでいないと受け止めざるを得ず、地元自治体として、これらの市民の声を無視することはできないと考え、これまでの経緯及びこの間の状況等も踏まえ、施行者である東京都に対して、当該路線に関して以下を要望いたします。

#### <東京都への要望事項>

- ・当該路線については、整備を求める声もありますが、市議会及び市民の皆様から、不安、懸念及び疑問の声があげられています。東京都においてはこれらの声を受け止めていただくよう、お願いいたします。
- ・令和7年9月9日の本市議会において、小金井都市計画道路3・4・11号線について「優先整備路線は環境への懸念が残っていることから、はけと野川を守り、豊かな暮らしや文化を後世に継承していくための検証を、市が行うことが必要である。環境について課題が残っており、優先整備路線にしないこと」を東京都に伝えるよう求める決議が可決されました。私としては性急な進捗を望まず、まずは事業課題を十分精査して、できるだけ多くの方に御理解を頂けるよう、御尽力をお願いいたします。
- ・上記2項目に当たり、当該路線は東京都内で唯一の自然再生事業が行われている場所にもかかり、小金井市のみならず東京都にとっても重要な宝である、国分寺崖線（はけ）、野川及び武蔵野公園における三位一体の豊かな自然環境を形成しています。自然環境等への影響は否定できないため、東京都生物多様性地域戦略も踏まえ、具体的な影響と対策を明らかにしてください。影響が大きいと考えられる場合は既存案の設計、施工の見直しの検討及び必要に応じた事業課題の検討をお願いいたします。

## 2 小金井都市計画道路 3・4・1 号線の総合的判断について

### (1) 結論

- ・小金井都市計画道路 3・4・1 号線は事業化の手続を一旦中止することが妥当であり、更なる検討が必要である。

### (2) 判断の理由

当該路線は東西の近隣市と接続していることから、検証（1次検証）において都市間ネットワーク機能上の重要性は高いとされる一方で、必要性は区間によって差があり一様ではないことが分かりました。また、当該区間は、国分寺崖線（はけ）を斜めに横断する路線であり、その周辺の環境及び生活文化への影響が懸念されます。具体的な動植物等への影響が不明のため分析することは困難ですが、国分寺崖線（はけ）への影響が明らかであるため、事業化の手続は一旦中止することが妥当だと考えます。

当該路線と並行する連雀通り及びその他の代替する道路ネットワークについても検討する必要がありますが、連雀通りは都市計画道路ではないため、既存のまちづくりを踏まえた在り方についての調査が必要であり、地元自治体として考えるべきものと受け止めております。このように、現時点において、周辺道路、現場の地形条件及び生活文化への影響等の観点から、更なる検討が必要と考えました。

### (3) 市民の声と当該路線に関する東京都への対応について

市民の皆様から当該路線について、国分寺崖線（はけ）を斜めに横断することを始め周辺環境への影響及び既存住宅エリアの路線の整備延長も長く実現性の観点から、否定的な意見を多く聞いてきました。また、検証結果も踏まえ、地元自治体として、施行者である東京都に対して、当該路線に関して以下を要望いたします。

#### <東京都への要望事項>

- ・当該路線については、一定の機能において重要性は高いものの、必要性は区間によって一様ではなく、本市及び東京都の宝である国分寺崖線（はけ）並びに周辺環境等への影響が明らかであることから、更なる検討のために事業化の手続の一旦中止を求める。

## 3 付記

### (1) これまでの経過

2 路線は、東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）で将来都市計画道路ネットワークの検証により必要性が確認され、優先整備路線に選定されました。これを受け、市議会及び市民の皆様からは環境への影響を懸念する意見が寄せられています。

一方、能登半島地震を始め、近年頻発する自然災害から更なる防災機能確保の必要性も指摘される等、様々な意見があります。

本市にとって、国分寺崖線（はけ）と野川の自然及びその豊かな自然環境から生み

出される文化は、かけがえのない財産・宝であり、都市の近郊で宅地開発が進む利便性の高い地域であるからこそ、豊かな自然の保全が一層重要です。令和4年11月の小金井市長選挙で私は2路線の「中止・見直し」を掲げ、また、令和6年度施政方針では、「東京都に対し事業化の中止を求める要望書を提出するなど、適切に対応していきたい」としていました。

小金井市都市計画マスタープランでは、都市計画道路の見直しについて「社会経済情勢及び地域のまちづくりの変化などを踏まえ、東京都及び関係市と連携して、都市計画道路の検証を行い、必要に応じて、見直すべきものは見直していきます。」としていることから、事業について施行者である東京都に要望するためには、関係自治体に根拠を明確にして説明する必要があると、検証作業に着手しました。

検証に当たっては、次期事業化計画の策定を視野に、都市計画道路の役割と機能に着目した検証（1次検証）及び2路線固有の地域的課題に着目した検証（2次検証）により、2路線に関わる必要性及び合理性について評価したところです。なお、令和6年11月に東京都は、小金井都市計画道路3・4・11号線外に係るオープンハウスにて、自然環境への影響を考慮した橋梁案を提示しています。

このように、「中止・見直し」の方針に沿った要望書を提出するため、必要な手続を検討してきました。

## (2) 検証について

本検証の過程においては、検証の手続及び方法を事前に示し、市議会、小金井市都市計画審議会及び一般社団法人都市計画コンサルタント協会の学識経験者の意見を聴取し、客観性、透明性及び公平性を確保しました。

検証内容及びその結果については、市のホームページに掲載しておりますが、小金井都市計画道路3・4・11号線については、1次検証により、都市間ネットワークの形成、救急医療施設・交通結節点・避難場所へのアクセス向上、延焼遮断帯の形成、災害時の代替機能の確保及び生活道路の安全性向上等に効果が認められ、他路線と比較し必要性が高いことが確認されました。2次検証により、交通機能・防災機能・空間機能の各項目の多くで必要性が確認されました。例えば、交通機能の観点では、地域の大きな課題である通過交通の減少に資することが確認されています。防災機能の観点では、当該路線の整備により国分寺崖線（はげ）及び武蔵野公園による東町五丁目周辺の一部編集が解消され、南側からの消防活動に貢献するとともに、広域避難場所との接続、第一次緊急輸送道路との接続、第二次救急医療機関へのアクセス向上及び延焼遮断帯の位置付けがある点で必要性が認められました。また、合理性については、国分寺崖線（はげ）の景観、武蔵野公園の動植物、自然再生事業及びコミュニティへの影響等が認められました。環境に対する影響については、一定の影響が懸念される一方で、動植物への影響の範囲は限定的であり、多くの種の存続は維持され、事業実施区域外にも同質の環境が広く分布するため、生物多様性を支える主要な生息生育の場は残存し、生物の相互関係への影響は維持されると評価されています。

小金井都市計画道路3・4・1号線については、1次検証により、当該路線を3区

間に分割し検証したところ、各区間の相対的な必要性は一様ではないことが分かりました。また、各区間によって必要性が確認された項目は異なります。2次検証により、交通機能・防災機能・空間機能の各項目の多くで必要性が確認されました。例えば、交通機能の観点では、周辺道路の交通渋滞の解消及び生活道路への通過車両が減少する効果が確認されています。空間機能の観点では、景観形成、都市緑化及び環境負荷の低減で効果が確認されましたが、文化的資源の保全・活用・地域活性では影響が懸念される結果となりました。また、合理性では、国分寺崖線（はけ）の緑化・景観・地形、コミュニティ、生産緑地及び地域資源について影響が認められました。なお、国分寺崖線（はけ）等の環境への影響は、動植物の調査も実施されていないため、検証による評価は難しいと考えます。

### (3) 市民説明会及び意見交換会について

2路線に係るこの間の経過と現時点での状況を市民の皆様へ説明するため、市民説明会を本年8月上旬に5日間行いましたが、質疑応答時間が足りないとの御意見を頂いたことから、同年9月6日にも意見交換会を実施しました。

その結果、市民説明会及び意見交換会では、市民の皆様から整備の必要性に関する御意見も頂戴しましたが、公約に対する厳しい御意見、自然環境への影響及び懸念に関する御意見も頂戴しました。なお、小金井都市計画道路3・4・11号線について、橋梁案であっても自然環境に与える影響への不安が残っているとの発言もありました。

## 4 おわりに

2路線については、昭和37年に都市機能を確保するため、隣接都市との連絡関係等を考慮して国により都市計画決定され、小金井都市計画道路3・4・11号線については、昭和39年には市議会の決議を踏まえて本市から東京都に対し、都道に編入し都施行路線として整備を求めてきた経緯があります。その後、平成27年から約10年間にわたり様々な議論が沸き起こってきました。本年8月に開催した市民説明会及び同年9月6日の意見交換会では、2路線に関する賛否等様々な御意見を頂戴し、なお、小金井都市計画道路3・4・11号線については、防災上必要だという声及び橋梁案であっても自然環境に対する多くの不安があるとの御意見もありました。市の独自検証においても、国分寺崖線（はけ）の景観、武蔵野公園の動植物、自然再生事業及びコミュニティへの影響等が認められていました。このことから地域の大切な環境への配慮について、市民説明会及び意見交換会で頂戴した御意見を、上記要望事項とともに東京都へ伝えてまいります。なお、令和7年9月9日には本会議において2路線を含む都市計画道路に関する決議が可決されていることも伝えてまいります。

議案第55号

小金井市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

小金井市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和7年9月17日提出

小金井市長 白 井 亨

(提案理由)

東京都最低賃金の引上げ等に鑑み、会計年度任用職員の報酬時間額を改正するため、本案を提出するものであります。

## 小金井市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

小金井市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表第2一般事務の項中「1,170円」を「1,230円」に改め、同表技術（土木、建築等）の項中「1,310円」を「1,370円」に改め、同表保健師の項中「1,930円」を「1,990円」に改め、同表看護師の項中「1,760円」を「1,820円」に改め、同表保育士の項中「1,390円」を「1,450円」に改め、同表保育士補助の項中「1,320円」を「1,380円」に改め、同表栄養士の項中「1,480円」を「1,540円」に改め、同表児童厚生員の項及び学童保育指導員の項中「1,340円」を「1,440円」に改め、同表学童保育指導員補助の項中「1,180円」を「1,240円」に改め、同表社会福祉士の項及び精神保健福祉士の項中「1,860円」を「1,920円」に改め、同表学芸員の項中「1,620円」を「1,680円」に改め、同表重労働（ごみ収集等）の項中「1,420円」を「1,480円」に改め、同表軽作業（用務等）の項中「1,170円」を「1,230円」に改め、同表給食調理の項中「1,260円」を「1,320円」に改め、同表その他の職種のうち「1,930円」を「1,990円」に改める。

### 付 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

議案第55号資料1

小金井市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例		現行条例		備考
別表第2 (第2条関係)	別表第2 (第2条関係)			
職種	報酬時間額	職種	報酬時間額	
一般事務	1, 230円	一般事務	1, 170円	報酬時間額の引上げ
技術(土木、建築等)	1, 370円	技術(土木、建築等)	1, 310円	
保健師	1, 990円	保健師	1, 930円	
看護師	1, 820円	看護師	1, 760円	
保育士	1, 450円	保育士	1, 390円	
保育士補助	1, 380円	保育士補助	1, 320円	
栄養士	1, 540円	栄養士	1, 480円	
児童厚生員	1, 440円	児童厚生員	1, 340円	
学童保育指導員	1, 440円	学童保育指導員	1, 340円	
学童保育指導員補助	1, 240円	学童保育指導員補助	1, 180円	
社会福祉士	1, 920円	社会福祉士	1, 860円	
精神保健福祉士	1, 920円	精神保健福祉士	1, 860円	
学芸員	1, 680円	学芸員	1, 620円	
重労働(ごみ収集等)	1, 480円	重労働(ごみ収集等)	1, 420円	
軽作業(用務等)	1, 230円	軽作業(用務等)	1, 170円	
給食調理	1, 320円	給食調理	1, 260円	
その他の職種	1, 990円までを限度として、職務の内容に基づき、他の職員の報酬との権衡を考慮して任命権者が定める額	その他の職種	1, 930円までを限度として、職務の内容に基づき、他の職員の報酬との権衡を考慮して任命権者が定める額	任命権者が定める限度額の引上げ

付 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

多摩26市における会計年度任用職員（一般事務）  
の報酬時間額単価及び引上げ予定について

1 多摩26市における会計年度任用職員（一般事務）の報酬時間額単価（令和7年  
4月1日現在）

1,410円	1市
1,372円	1市
1,370円	1市
1,300円	1市
1,239円	1市
1,230円	1市
1,200円	3市
1,180円	2市
1,170円	11市
1,163円	4市

※ 小金井市は1,170円

2 報酬時間額単価が東京都最低賃金（1,226円）を下回る自治体（20市）の  
報酬時間額単価改正予定額

1,250円	1市
1,230円	11市
1,226円	1市
未定	7市

※ 小金井市は1,230円に引上げ予定

※ 報酬時間額単価は、全て1時間当たりの額

会計年度任用職員の職種別報酬時間額単価の多摩26市平均との比較

単位 (円)

職種	26市 平均額 ※	現行		増額	改正	
		賃金額	26市平均 との差額		賃金額	26市平均 との差額
一般事務	1,211	1,170	△ 41	60	1,230	19
技術 (土木、建築等)	1,324	1,310	△ 14	60	1,370	46
保健師	1,982	1,930	△ 52	60	1,990	8
看護師	1,815	1,760	△ 55	60	1,820	5
保育士	1,357	1,390	33	60	1,450	93
保育士補助	1,246	1,320	74	60	1,380	134
栄養士	1,535	1,480	△ 55	60	1,540	5
児童厚生員	1,477	1,340	△ 137	100	1,440	△ 37
学童保育指導員	1,477	1,340	△ 137	100	1,440	△ 37
学童保育指導員補助	1,274	1,180	△ 94	60	1,240	△ 34
社会福祉士	1,885	1,860	△ 25	60	1,920	35
精神保健福祉士	1,869	1,860	△ 9	60	1,920	51
学芸員	1,671	1,620	△ 51	60	1,680	9
重労働 (ごみ収集等)	1,348	1,420	72	60	1,480	132
軽作業 (用務等)	1,259	1,170	△ 89	60	1,230	△ 29
給食調理	1,256	1,260	4	60	1,320	64

※ 令和7年4月1日現在の報酬時間額単価による平均額で、小数点以下を四捨五入した額

議案第56号

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のように制定する。

令和7年9月17日提出

小金井市長 白井 亨

(提案理由)

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令の施行に伴う特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正により、規定を整備する必要があるため、本案を提出するものであります。

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の  
整備等に関する内閣府令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める  
条例の一部改正)

第1条 小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を  
定める条例（平成26年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼保連携型  
認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては認定こども園法第27条  
の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては学校教育法第  
28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改め  
る。

(小金井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改  
正)

第2条 小金井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成  
26年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

(小金井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一  
部改正)

第3条 小金井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例  
（平成26年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

付 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

議案第56号資料

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う子ども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例新旧対照表

小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（第1条関係）

改正条例	現行条例	備考
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号(幼保連携型認定子ども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定子ども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては学校教育法第28条第2項において準用する認定子ども園法第27条の2第1項各号)に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもに心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>付 則</p> <p>この条例は、令和7年10月1日から施行する。</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもに心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>法改正に伴う規定の整備</p>

小金井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（第2条関係）

改正条例	現行条例	備考
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>付 則</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>法改正に伴う規定の整備</p>

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

改正条例	現行条例	備考
<p>(虐待等の禁止) 第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>付 則 この条例は、令和7年10月1日から施行する。</p>	<p>(虐待等の禁止) 第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>法改正に伴う規定の整備</p>

議案第57号

教育用タブレット端末等の買入れについて

次のとおり教育用タブレット端末等を買入れる。

令和7年9月17日提出

小金井市長 白 井 亨

- |   |        |  |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的  | 教育用タブレット端末等の買入れ  |
| 2 | 数 量    | 別紙のとおり   |
| 3 | 契約の方法  | 一者随意契約   |
| 4 | 契約金額   | 547,909,164円<br>(うち取引に係る消費税・地方消費税額49,809,924円)         |
| 5 | 契約の相手方 | 東京都千代田区外神田六丁目15番12号<br>富士電機ITソリューション株式会社<br>代表取締役 及川 弘 |
| 6 | 契約期間   | 契約確定日から令和7年12月26日まで                                    |

(提案理由)

教育用タブレット端末等を買入れるため、本案を提出するものであります。

## 1 教育振興備品

品名	数量	単位
Chromebook・コンバーチブル型	10,354	台
Chrome 管理ソフト	10,354	ライセンス

## 2 納入場所

小金井市立小・中学校（14校）

## 3 教育振興備品選定の経過

GIGAスクール構想に基づき、令和2年度以降、児童・生徒一人一人に1台ずつ端末を配備することにより、教育支援アプリ等を活用した個々の子どもの習熟程度や認知特性に応じた学習の充実を図るとともに、共同編集機能を用いた協働学習の充実を図るなど、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実に向けて取り組んできたところである。

端末の導入から5年が経過し、故障や不具合が発生したこと等から、その更新のため調達を行う。

端末の調達は、東京都GIGAスクール推進協議会において、要件定義、調達仕様の調整及び価格交渉を実施した上、都内複数の自治体で共同調達することで調達台数のスケールメリットをいかし、費用削減する案が提案されたことから、本市単独での調達との比較検討を行い、安価な調達が可能となる共同調達を選択した。

なお、調達に当たり、児童・生徒の学びの継続性を重視するため、オペレーションシステムの変更を行わず、前回調達した端末の後継品であるChromebookを選定することとした。

契約の相手方の会社概要について

- 1 業者名  
富士電機 I T ソリューション株式会社
- 2 所在地  
東京都千代田区外神田六丁目 15 番 12 号
- 3 資本金  
1, 000, 000 千円
- 4 業種別年間売上高  
42, 153, 710 千円 (事務機器・情報処理用機器)
- 5 主要実績
  - (1) 事務用タブレット端末の購入  
2, 697 千円 (令和 6 年度)  
町田市
  - (2) 住民基本台帳ネットワークシステムの開発機器用無停電電源装置の調達  
3, 179 千円 (令和 5 年度)  
地方公共団体情報システム機構